

# 港区特定相談支援事業所等運営支援補助金の申請について

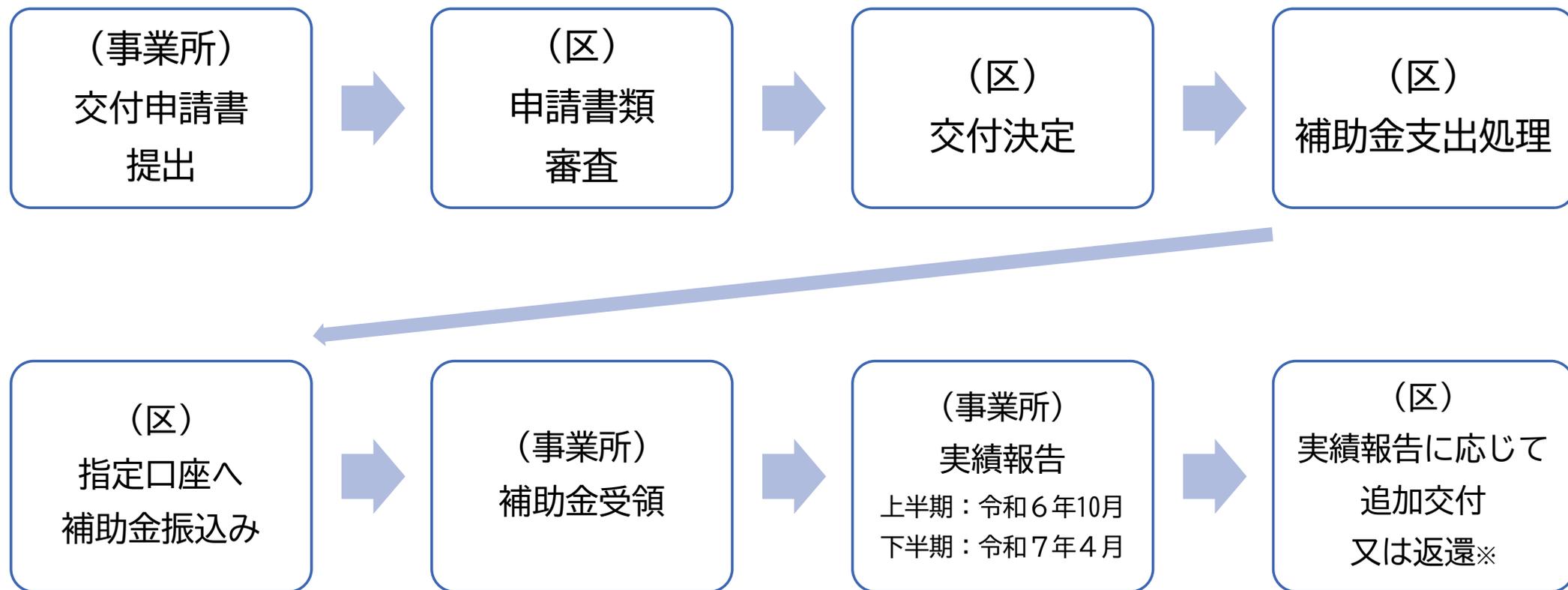
令和7年2月28日

港区障害者福祉課障害者事業所支援係

# 1 補助内容・補助要件

補助対象経費	事業所の借上げに要する賃借料						
補助対象経費の内訳	(1) 賃借料 (2) 共益費 (3) (1) 及び (2) に係る消費税						
補助率	1 / 4 (補助限度額なし)						
補助対象期間	令和6年10月分から令和7年3月分まで						
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃借料 (家賃) を支払っていること。</li> <li>・ <b>港区の利用者を、月の初日において35人以上受け入れていること。</b></li> </ul> <p>※補助対象期間のうち、要件を満たす月が補助対象月です。</p>						
	月	10	11	12	1	2	3
	受入れ数	40	40	30	30	40	40
	補助	○	○	×	×	○	○
	<p>※受入れ数：当該事業所が相談支援事業所として支給決定され、当該事業所が契約している利用者児数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度中、事業を継続すること。</li> </ul>						

## 2 交付手続きの流れ



※賃借料に変更があった場合は、交付申請と同様の流れで変更交付申請してください。

※他制度の助成を受けている場合は、精算時に返還を求めます。

### 3 申請に必要な書類

- ・ 港区特定相談支援事業所等運営支援補助金交付申請書
- ・ 港区特定相談支援事業所等運営支援補助金請求書
- ・ 口座振替依頼書（区様式）
- ・ 振込金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
- ・ 事業所の賃貸借契約書の写し
- ・ 指定申請時（変更申請）時の平面図の写し

※他事業所等と併設している場合は、相談支援事業所の面積が分かる資料  
面積に応じて賃借料を按分します。

- ・ 賃借料（家賃）を支払ったことが分かる書類（通帳の写し又は領収書等）

## 4 申請書類の提出

### 【 提出期限 】

上半期分	申請期間終了
下半期分	令和7年3月31日(月)

### 【 提出先 】

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号（港区役所2階 204窓口）

保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者事業所支援係

電話 03-3578-2671

担当：小山